

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和7年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
関川村	観光施設事業	その他観光	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立 行政法人 への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
	●						

取組事項		民営化・民間譲渡															
実施済	●	(取組の概要) 令和4年災害を受け、個人契約者への配湯が不能となり特別会計運営をやめ民間による組合化した。 (取組の効果額) 9 百万円(年)	(全部と一部の別) <table><tr><th>全部民営化・ 全部民間譲渡</th><th>一部民営化・ 一部民間譲渡</th></tr><tr><td>●</td><td></td></tr></table>	全部民営化・ 全部民間譲渡	一部民営化・ 一部民間譲渡	●		(実施(予定)時期) <table><tr><th>令和</th><th></th><th></th></tr><tr><td>6</td><td>8</td><td>30</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table>	令和			6	8	30	年	月	日
全部民営化・ 全部民間譲渡	一部民営化・ 一部民間譲渡																
●																	
令和																	
6	8	30															
年	月	日															
実施予定																	
検討中		(取組の概要)	(取組の効果額内訳) 令和6年実績によるもの(万円) ①施設管理費 ▲387 ※電気料・修繕費等 ②施設整備費 ▲610	(検討状況・課題)													

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和7年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
関川村	宅地造成事業	その他造成	

実施状況

抜本的な改革の取組						
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用		
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用

現行の経営体制を継続
●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

全ての宅地を売却済みで事業自体は完了しており、実質的には休止の状態となっています。
今後の情勢や事業構想の変更により、事業を再開する場合がありますが、現段階では抜本的な改革について取り組む予定はありません。事業実施の際は、改革を視野に入れた検討も必要と考えています。

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和7年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
関川村	下水道事業	特定環境保全公共下水道	

実施状況

抜本的な改革の取組						
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	民間活用		
				指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用

現行の経営体制を継続
●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

抜本的な改革の方向性の検討を行ったが、現状では現行の経営体制が望ましいとの結論に至ったため。

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和7年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
関川村	下水道事業	農業集落排水施設	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立 行政法人 への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
							●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

抜本的な改革の方向性の検討を行ったが、現状では現行の経営体制が望ましいとの結論に至ったため。

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和7年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
関川村	簡易水道事業		

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立 行政法人 への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
			●				

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(簡易水道事業)広域化等			(実施(予定)時期)				
実施済	●	(実施類型)	(取組の概要)		令和				
		簡易水道事業統合(市町村内)	簡易水道事業の法適用化推進に伴い、簡易水道事業を上水道事業に取り込み、その後簡易水道事業へ認可変更を受け法適用化した。		2	4	1		
実施予定		●			年	月	日		
		簡易水道事業統合(市町村を越える統合)			<table><tr><th>施設の共同 設置・利用</th><th>施設管理の 共同化</th><th>管理の一体化</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			施設の共同 設置・利用	施設管理の 共同化
施設の共同 設置・利用	施設管理の 共同化	管理の一体化							
		簡易水道事業統合以外	(取組の効果額)		(取組の効果額内訳)				
			百万円(年)		金額的な効果は特にはないが、事業統合により事務処理面(会計処理及び調査事務等)の負担が軽減した。				
検討中		(取組の概要)	(取組の概要)		(検討状況・課題)				